

岩手県告示第834号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡市長から次のとおり通知があった。

令和3年12月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市南西部（都南中央第三地区土地区画整理事業地内）
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年12月20日から令和4年3月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 出来形確認測量